

岩手県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
間山皮膚科医院	釜石市中妻町一丁目17番20号	平成23年6月1日
堀江医院	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割143番地	平成23年6月24日
みどり薬局西町店	奥州市水沢区西町5番22号	平成23年7月1日
田老調剤薬局	宮古市田老字向新田148	〃
山田調剤薬局	下閉伊郡山田町大沢第13地割197番地	平成23年7月4日